



平成 29 年 2 月 10 日

各 位

会社名 アグロ カネショウ株式会社
代表者 代表取締役社長 榎引 博敬
(コード番号 4955 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理本部長 海部 行延
(TEL 03-5570-4711)

役員退職慰労金制度の廃止及び役員報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止すること、取締役ならびに監査役の報酬額を改定すること及び当社取締役に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 29 年 3 月 28 日開催予定の第 58 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、役員に対して、本株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこととし、また、その贈呈の時期については各役員の退任時に支払う旨の議案を、本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

II. 取締役の報酬額改定

当社の取締役の報酬額は、平成元年 3 月 24 日開催の第 30 回定時株主総会において、取締役の報酬額を月額 20 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただき、今日に至っております。その後、25 年以上の年月が経過しており、その間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、また役員報酬の機動的な運用を可能とするため、現行の月額を年額に換算すること、及び報酬支給額につきましては、賞与を含めた報酬とし、取締役の報酬額を年額 500 百万円以内（うち社外取締役分は 50 百万円以内）と改定する議案を、本株主総会に付議いたします。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとしたいと存じます。

なお、現在の取締役は 11 名（うち社外取締役 2 名）ですが、本株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、9 名（うち社外取締役 2 名）となります。

III. 取締役に対する株式報酬制度の導入

1. 本制度導入の目的

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「退職慰労金」により構成されておりましたが、本議案は、新たに取締役（社外取締役を除きます。以下、本項においては同じです。）に対して本制度を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、後記「2. 本制度の概要」に記載の枠内で取締役会にご一任頂きたいと存じます。

本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメ

リットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の上昇による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

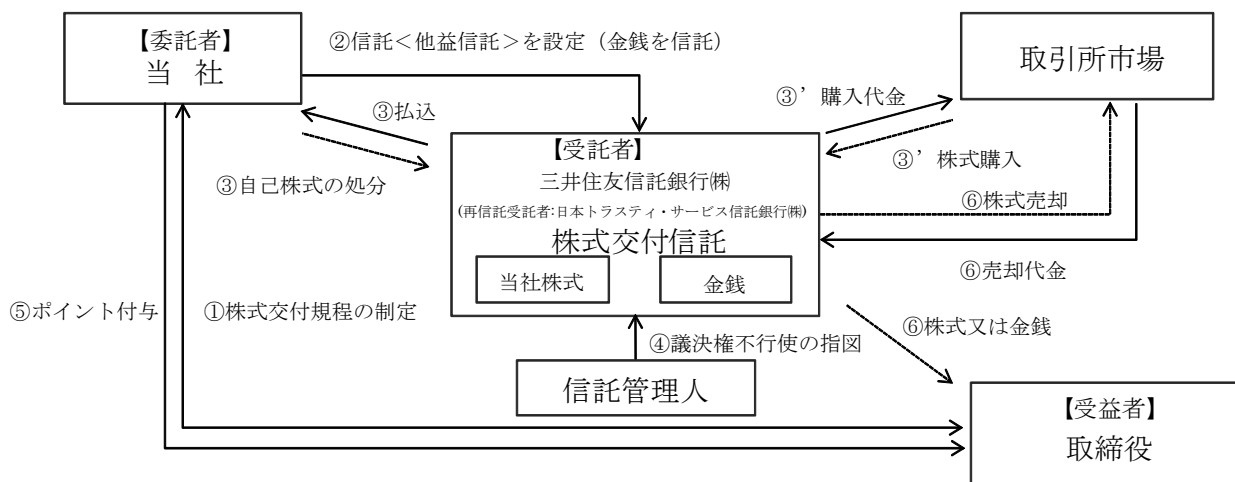
具体的には、前記Ⅱ．に記載しました取締役の報酬額改定の件にて付議いたします取締役の報酬限度の枠内で、新たな株式報酬を、平成 29 年 12 月末で終了する事業年度から平成 30 年 12 月末で終了する事業年度までの 2 年間（以下「対象期間」といいます。）に在任する当社の取締役に対して支給する旨のご承認をお願いするものです。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が信託を通じて各取締役に交付される株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は取締役を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法や、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法によります。）。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。
本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、当社は、後記（7）に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するた

めに必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記（５）のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

（３）信託期間

信託期間は、平成 29 年 5 月（予定）から平成 31 年 5 月（予定）までの約 2 年間とします。但し、後記（４）のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

（４）本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、当該信託期間中に、金 200 百万円を上限とする金員を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を取引所市場（立会外市場を含みます）を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時において、当社の取締役会の決定により、信託期間を 2 年毎に延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金 200 百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記（６）のポイント付与及び（７）の当社株式の交付を継続します。

但し、上記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

（５）本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記（４）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社からの自己株式処分による取得又は取引所市場からの取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、取締役の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記（４）の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

（６）各取締役に付与されるポイントの算定方法

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の毎年 2 月末に、直前に終了する事業年度における各役位に応じたポイントを付与します。

但し、当社が取締役に付与するポイントの総数は、1 事業年度当たり 100,000 ポイントを上限とします。

（７）各取締役に対する当社株式の交付

取締役は、前記（６）で付与を受けたポイントの数に応じて、下記の手続きに従い、当社株式の交付を受けます。

具体的には、まず、毎年当社が定める一定の期間に当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任

事由別に設定された所定の係数を乗じて、当該時点までに当該取締役が付与されたポイントの数について、当該取締役が当社株式の交付を受けるに当たっての所定の調整を行います（以下、当該調整後のポイントの数を「調整後ポイント数」といいます。）。

そして、当社取締役は、下記の手続きに従い、本信託から、調整後ポイント数に 1（但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。）を乗じた数の当社株式の交付を受けます。

（8）議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行わないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

（9）配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

（10）信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程及び信託契約に定めることにより、当社取締役と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

（ご参考：本信託の概要）

- ① 名称：役員向け株式交付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：取締役のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 信託契約の締結日：平成 29 年 5 月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成 29 年 5 月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成 29 年 5 月（予定）～平成 31 年 5 月（予定）

IV. 監査役の報酬額改定

当社の監査役の報酬額は、平成 19 年 3 月 28 日開催の第 48 回定時株主総会において、監査役の報酬額を月額 3 百万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その間の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮し、現行の月額を年額に換算し、監査役の報酬額を年額 50 百万円以内（うち社外監査役分は 25 百万円以内）と改定する議案を、本株主総会に付議いたします。

なお、本株主総会終結の時点において、監査役の員数は 3 名（うち社外監査役 2 名）となります。

以 上